

●企画総務委員会所管

世田谷区の進める財政マネジメントについて

◆福田たえ美 委員 おはようございます。これより公明党の質問をさせていただきます。

このたびは、新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになられた方々、また御遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表します。また、感染による肺炎に罹患されている方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い収束を願っております。

それでは、財政マネジメントについてから、まず、質問をしてまいります。

先日、若者の声を聞く機会がありました。将来の社会保障の不安や雇用の不安など、さまざまなお声が出ました。実は国民生活基礎調査では、二〇一八年の税引き後の手取り収入は一九九七年で頭打ちをして、四百万円未満が四七%を占めているという現状がありました。日本社会では多数派を占める中間層が、今は低所得化しているという実態が示されました。

世田谷区の状況も確認してみました。課税課でデータをまとめていただきましたので、それを確認してみましたところ、平成二十一年度と平成三十年度の課税基準額の対象人数の割合を比較しますと、百万円以下は一・一%の増、一千万円超えが〇・三%の増となっております。その間の二百万円から一千万円の構成比は減少をしていました。世田谷区でもこの二極化の傾向へとさらに進んでいることがわかりました。

令和二年度の予算案でも示されていますが、一般会計の歳出では、会計年度任用職員制度の導入など、人件費の増や行政運営費の増とともに、民生費、公共施設整備など必要な経費が増大していくことが明らかであります。

一般会計歳入の四割近い割合を占める特別区税は、納税者の増加により、ふるさと納税の影響が緩和されているとは言っておりますが、私も以前、議会で、ふるさと納税のワンストップの特例が導入される前の平成二十七年の議会で、このことを取り上げましたが、それから短時間で影響額が増大し、来年度は七十億円となっております。人口の減少と少子高齢化が進展している中で、この財政のマネジメントの強化のため、新公会計制度を積極的に活用して、区の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことが極めて重要な時代へと突入しております。

我が会派でも、行政評価についても質問をしておりますが、事業の目標を、区民に効果があらわれる形に明確な数字であらわし、評価を行うことが重要です。この財政マネジメントについては、大きく二つ、行政評価のマネジメントと、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設のマネジメントの二つがポイントとなります。

ここで伺いますが、区は財政マネジメントをどのように考え、進めているのか、お聞かせください。

◎松永 財政制度担当参事 財政運営という点で御答弁いたします。限られた財源の中で、

安定的に区民サービスを提供していくためには、将来にわたって持続可能で強固な財政基盤を築いていくことが基本であると考えております。その中の一つとして、今後の財政需要や景気変動に耐え得るよう、財政調整基金のほか、庁舎等建設等基金や都市整備基金などの特定目的基金の残高を一定程度確保する必要があると考えております。

同時に、お話の行政評価も含めまして、行政経営改革の取り組みが重要となってまいります。新実施計画に掲げる十の視点に基づき、債権管理の徹底や税外収入の確保など、歳入増の取り組みとともに、新公会計制度を活用いたしました政策評価なども活用しながら、事業の見直しや効率化、コスト縮減などを進めていく必要があると考えております。

こうした観点も踏まえまして、今般、今後五年間の中期財政見通しでお示ししているところでございますが、この中期財政見通しにつきましては、毎年度、当初予算案を策定したタイミングと、翌年度の予算フレームを作成するタイミングで更新を行っております。更新に当たりましては、景気の動向に加えまして、新たな財政需要、また税制改正等による歳入の影響なども反映しております。また、今般の新型コロナウイルスに関連する経済への影響についても、今後の財政見通しの更新時に反映していくこととなると考えております。

この中期財政見通しの更新により、中期的な財政状況を把握していくことが、あらかじめ継続的な行政経営改革の取り組みや、基金、起債の計画的な活用につなげるなど、財政の健全性維持に向けた財政マネジメントを行っていくというものと考えております。

公共施設管理計画について

◆福田たえ美 委員 昨日も各会派から、今後の世田谷区の財政についてという質問は、多くの会派がしておりましたけれども、私も同じように思うところは、先ほども申し上げましたけれども、今後の若い人たちの経済的な影響ですけれども、所得の低下など、そういう問題も含めて、また多様なニーズが、福祉サービスも含めて、ふえてくるかと思えます。そうしますと、やはり支え手が弱くなるというような部分も、しっかりと考えていった上で、どう財政的なところをよりきめ細かにマネジメントしていくのかということが問われると思えますので、しっかりと行っていただきたいと思えます。

その中で、先ほど申し上げました公共施設マネジメントですけれども、こちらは長期的な展望で見えていかなくては、今後の若い人たちへの負担がかかると思っております。

平成二十四年に、私は、区の資産である公共施設の整備管理が将来の大きな負担になりかねないということから、公共施設のマネジメントに必要な公共施設の見える化になる、公共施設白書の作成を提案いたしました。区の職員の方のたゆまぬ努力で公共施設白書が作成され、現在この公共施設白書をもとに、公共施設の整備・管理計画などが作成されております。新公会計制度も導入されて、より一層の公共施設マネジメントが可能と考えられます。

まずは、財政面を確認していきますと、平成三十年年度の有形固定資産及び無形固定資産

の附属明細書によりますと、区が保有する全体の一兆六千十五億円の総資産のうち、金融資産は約七億円、残りが非金融資産であり、その内訳は、約九千八百億円がインフラ資産、約五千九百億円が有形固定資産、それは施設などが入ってきます。大量のこの固定資産をいかに適切に保有して活用していくかは、区政運営上重要な課題であります。財政負担を極力抑えつつ、公共施設や行政サービスの効果的かつ効率的な整備運営を行うために、建設、運営など、既存の手法を脱却して、公共施設の今後の整備に、より真摯に戦略的に取り組んでいくべきであります。

第一回定例会の代表質問では、この公共施設マネジメントを行う部門をつくることを求めてまいりました。区の今後の公共施設管理計画について、どのような考えで進めていくのか、区の見解をお聞かせください。

◎岡部 副参事 効果的かつ効率的な公共施設の整備運営を進めていくためには、既存の公共施設と限りある財源を最大限に活用した総合的なマネジメントを行うことが重要でございます。区の公共施設の多くは、高度成長期を中心とした時期に整備しており、今後三十年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎える状況にある中、より一層の施設整備、維持管理費の抑制に努めながら、既存の施設を最大限に活用する必要がございます。

現在、公共施設等総合管理計画の一部改定を行い、素案の中では、現計画に掲げた取り組みをより一層推進するために、三つの重点方針を掲げ、将来にわたって持続可能な公共施設の維持管理を実現することとしております。区の財政状況は予断を許さない状況にある一方で、人口増加は今後も続くことが見込まれる中、多様化するニーズに応えながら安定した住民サービスを継続するためには、庁内各部門が知恵を出し合い、危機感を持って持続可能な公共施設運営に臨む必要がございます。

今後、営繕部門や都市整備部門、財産管理部門などと連携体制のもと、政策経営部を中心に、それぞれの担当所管部が経営する視点に立って、総合的な公共施設マネジメントに取り組んでまいります。

◆福田たえ美 委員 公共施設のマネジメントをより一層効果的に、また効率的に行うためには、連携はもちろんですが、判断する資料が必要だと考えております。

新公会計制度を早くから導入していました浜松市では、公共施設のマネジメントを効率的に行うために、各施設ごとの状況を把握する施設カルテというものを作成しております。施設で実施されている事業の行政評価、また、利用者一人当たりのコスト、また財源なども含めて、建物と事業を集約したマネジメントを効率的に行う資料を作成しております。また、他自治体では、施設の各部屋の貸し出し状況なども記載し、施設の課題をより詳細にあぶり出す工夫もされております。

そこで伺いますが、区の公共施設白書でスクリーニングを行って、課題となった施設をピックアップした後、必要な情報を取り込んだ施設カルテのようなものを作成し、マネジ

メントをより効率的に進める資料の作成が必要と考えますが、区の見解を伺います。

◎高野 公共施設マネジメント推進課長 区では、平成二十九年三月の公共施設等総合管理計画の策定と同時に、さまざまな観点から区が保有、管理する施設の現状を整理した公共施設白書を作成、公表し、公共施設整備運営の適正化を推進するに当たっての資料として活用しております。

公共施設等総合管理計画に示す取り組みを効率的に進めるためには、施設の概要やコストデータだけではなく、施設の設置目的や利用率などもあわせた総合的な分析と、区民にわかりやすい資料づくりが大変重要であると認識しております。本年度は、新公会計制度の導入に伴い、施設別に施設概要とコストデータをまとめ、公表するとともに、初年度である本年度は、区民利用施設をモデルに、施設運営コストの分析を試行するなど、具体的なデータの活用を進めております。

今回モデルとして区民利用施設の分析を進める中で、効果的で効率的な分析項目、分析方法を検証いたしました。さらに詳細な検討が必要な施設につきましては個票をまとめるなど、お話の他自治体の事例も参考にしながら、必要な情報を取り込んだ資料作成に取り組むとともに、区民にとってもわかりやすい資料となるよう工夫をまいります。

■水害対策

マイ・タイムライン作成のための洪水ハザードマップについて

◆福田たえ美 委員 ぜひよろしくお願いいたします。

では、次に、水害対策について伺ってまいります。

台風十九号では、災害、特に水害に対する課題が現実のものとして表面化をいたしました。これら課題については、区民の方から届いた声を、今年の第四回定例会で代弁させていただきました。この声が区政に届いているのか、区民の方は、ことしも来るかもしれない台風、ゲリラ豪雨への不安を募らせています。対策を進めていくためには、都と国との連携が欠かせません。

先日、二月二十七日、世田谷区、大田区、川崎市の首長とともに、公明党世田谷区議団として、国土交通大臣に、多摩川における治水対策の推進について要望書をお届けに伺いました。堤防未整備区間における堤防の早期整備など、国に求めてまいりましたが、水害への備えには、ハード対策とあわせてソフト対策が重要になっております。

今年の台風十九号の際には、多摩川浸水想定区域の方でも、避難行動につながらなかった区民の方がいらっしゃいます。お声を聞いて歩いてみました。気がついたら、水が住宅に浸水してきたが、足が悪く、垂直避難の二階に上がりたかったけれども、上がれなかった。また、車椅子の女性は、自宅が浸水する認識さえなかった、避難行動の必要性を感じていなかった。また、ほかには、ペットとの同行避難の難しさや、高齢の御夫妻は、やはり

夜の避難が難しかったなど、さまざまな状況がわかりました。

実は、災害時には、スムーズな避難ができない要因も幾つかあると言われております。その一つに正常性バイアスと、もう一つが同調性バイアスといった心理的な要因もございます。

この正常性バイアスは、簡単に言えば、ある範囲までの異常は異常と認識せずに正常なものとして考えてしまう心理を指します。道路の冠水に遭遇していながらも、危ないという実感が持てず、危険地帯である自宅に戻ってしまうというのが正常性バイアスです。一方、同調性バイアスは、近所の人々が誰も避難していないから避難しないといった、周りの人に合わせてしまう心理です。

この二つのバイアスを解除する方法が、事前に避難準備を計画することで、命を守る行動につながると言われております。何度か議会で取り上げさせていただきましたマイ・タイムラインの作成です。マイ・タイムラインは避難行動につながる重要なツールであります。

このマイ・タイムラインの作成には、まずは洪水ハザードマップが重要な資料となりますが、ところが、現在の世田谷区の洪水ハザードマップでは、自分の自宅の場所がどこなのか、また浸水レベルがわかりにくいなど、ハザードマップを見ても、いつ、どのルートを通り、どこに避難をするのかがわかりにくい、そんな洪水ハザードマップとなっております。これではマイ・タイムラインを自分で作成することは難しいと思われまます。東京マイ・タイムラインは非常に有効と考えますが、講習会を受講しないと作成が困難な状態です。

そこで、洪水ハザードマップに、このマイ・タイムラインが作成しやすい情報の記載の工夫など、タイムラインの要素を入れることはできないでしょうか。区の見解を伺います。

◎河野 副参事 東京都が作成いたしました東京マイ・タイムラインは、区民一人一人が水害からの避難に必要な知識を正しく理解し、みずからに合った避難行動をとれるよう、日ごろから風水害時の避難を考えるためのツールとして大変有効な手段と考えております。

東京マイ・タイムラインは、みずから作成する機会を通じて、危機感を持って風水害に備え、いざというときに慌てないで行動ができるように備えていただくことを期待しております。区では来年度に洪水ハザードマップを改定して全戸配布いたしますが、委員お話しのタイムラインの要素も含め、日ごろの備えとして、いざというときにしっかりと活用できるツールとなるよう検討してまいります。

◆福田たえ美 委員 区民が水害から命を守る行動を起こすためには、この多摩川の洪水の浸水想定区域の地域ごとの情報提供が重要と考えます。実は、私も全国のはずろマップをいろいろ探しまして、これが大変有効だと思ひまして、島根県美郷町というところから洪水ハザードマップを取り寄せまして、先ほど確認をとって、予算委員会で使ってもよ

ろしいですよという確認はとりました。

これが美郷町の洪水ハザードマップです。冊子版にもなっておりまして、表面に写真が掲載されております。この写真は、この地域には、過去に浸水した形跡がございますということ、やはり、お伝えしなくては、避難をしようという行動につながらないという心理的なところも突いていると思います。

そして、中を開いてみますと、この中身が、自分の地域を、まず一つ一つ見られるようになっておりまして、この問いかけが、大変に心を動かすような言葉が書いてあります。例えば、港の地域の皆様ということで、この皆様へというような書き方をしておりまして、この地域は、土砂災害の危険区域も入っておりますよということで、通行のときには、この地域も注意して避難をしましょうというようなことで、要は自然とマイ・タイムラインがもう書かれているような形になっております。

ですので、多摩川の流域にお住まいの方々のそれぞれの町に、あなたたちはこういうふうな地域です、また、もう一つ橋がありますから、早目に避難しましょうというような問いかけがありまして、最後には、こちらにもマイ・タイムラインが書けるような形になっております。

ですので、自分でこれを見ながら、避難行動を少しでも考えていこうと思われる方には有効な形になっております。町の人を守っていこうという気持ちが大変伝わってくるようなハザードマップでした。

このハザードマップが大変参考になりましたけれども、この水害の過去の歴史を忘れない、また、皆様に命を守ってほしいという、この思いをどう具体的にハザードマップに掲載していくのか、大変重要と思ひ、参考になりました。

このマイ・タイムラインを御自身でも作成ができるようなハザードマップ、これを世田谷区でも、この冊子タイプで、各町ごとの情報は掲載して、マイ・タイムラインの作成ページも設けた洪水ハザードマップの作成が大変有効かと思いますが、区の見解をお聞かせください。

◎河野 副参事 委員お話しの冊子タイプのハザードマップは、多くの情報を掲載でき、また、地区ごとに分割したマップも掲載できるというメリットがございます。一方で、多摩川の洪水被害に関係する地区では、受け入れを行う避難所が広域に及ぶことから、避難所を記載するために一定程度の大きさを確保する必要があると考えております。

来年度、全戸配布いたします洪水ハザードマップは冊子タイプではなく、現在のタイプのように一枚のタイプで作成する予定です。しかし、掲載情報等がふえてきていることから、現在の洪水ハザードマップより掲載スペースをふやし、掲載内容を精査した上で、全体としてわかりやすく見やすいものになるよう検討をしております。

また、区の土砂災害ハザードマップについては冊子タイプで作成しております。冊子タイプの洪水ハザードマップについても、御紹介のありました他自治体の例も参考に、今後、

検討してまいります。

東京マイ・タイムラインの周知について

◆福田たえ美 委員 昨年、区内で開催された、東京都が主催のマイ・タイムラインの講習会は、玉川地域の一カ所にとどまりました。多摩川洪水浸水想定区域に住む方は約五万五千人です。この方々に、どうこのマイ・タイムラインのことをお伝えしていくのか、大変な課題が残っております。

昨年の議会で私から、区の職員が講習を受け、職員から地域住民の方々へお伝えするというを提案させていただきましたが、この東京マイ・タイムラインの周知をさらに図るべきですが、現在どのようになっているのでしょうか。

◎河野 副参事 都は、今年度作成いたしました東京マイ・タイムライン普及啓発の一環といたしまして、風水害に対する意識向上の取り組みをより地域に根差したものとするため、それぞれの地域の特性に合わせて東京マイ・タイムラインの作成方法などを地域住民に指導することができる中心的な人材を養成する講習会を開催しました。

当初、都は受講者を地域住民に限っておりましたが、委員からの議会での質疑を踏まえ、都のほうへ働きかけまして、都下の自治体職員でも受講できるようになったところでございます。都からは、来年度も東京マイ・タイムラインの講習会を開催する予定と聞いておりますので、区といたしましても、特に多摩川洪水浸水想定区域にかかる地域や、地区の防災を担う総合支所地域振興課の防災担当職員やまちづくりセンターの職員が継続して講習会を受講し、地域住民の東京マイ・タイムラインの作成を支援できるよう取り組んでまいります。

■災害・防犯対策

災害・防犯情報メールの周知について

◆福田たえ美 委員 最後に、昨年の第四回定例会で避難情報の収集の課題について、区の災害・防犯情報メールの配信サービスの登録者をふやす工夫を求めてまいりました。区立の小中学校を通じて、この災害・防犯情報メールの登録の御案内が行えないでしょうか。区の見解を伺います。

◎河野 副参事 世田谷区の災害・防犯情報メール配信サービスは、ことし二月末現在で五万七百五十四名の方に登録いただいております。区では、さまざまな機会を捉えまして災害・防犯情報メールの登録を呼びかけておりますが、登録者数が伸びていないという状況がございます。

区立の幼稚園、小中学校では、あらかじめ登録された保護者の携帯電話等への緊急連絡メール配信を行っております。このメール登録の御案内を行う際に、あわせて災害・防犯情報メールの登録を御案内することは、防犯情報メールの存在を御存じなかった保護者の

令和2年 3月 予算特別委員会 質問 福田たえ美
令和2年3月6日



方へも周知を行える有効な方法と思われます。今後、教育委員会と連携いたしまして、保護者の方への災害・防犯情報メールの周知について取り組んでまいります。

◆福田たえ美 委員 以上で終わります。
板井委員にかわります。